

律蔵が禁止する医療行為

立 入 聖 堂

1. はじめに

仏教教団によって導入保持された医療に関わる律の記述については、これまでも多くの研究が行われてきた¹⁾。そしてそれらの研究のいくつかには「仏教医学」という名称が使用されている。教団によって保持された医療行為が「仏教医学」と呼ぶに値するかどうかの検証も含め、広く諸律の内容を精査した上で、教団内に取り入れられた医療行為の実態を論じた研究は、残念ながら未だ存在しない²⁾。

最初期のインド仏教において、医療との関わりは敬遠されるべきこととして、比丘たちには位置づけられていたと考えられる³⁾。しかし、その後、仏教教団が確立されていくにつれて、比丘たちは医療行為を次第に取り入れるようになり、その様子は律の記述の中にも反映されている。仏教教団が医療行為を取り入れていく形態は、比丘が何らかの病気になることを直接の原因とし、一般社会に存在する医療行為（その多くは医師による処方）の採用が認められ、その方法が教団内に導入されるという、「随病随制」の形を取っている。しかし中には例外的に、医療行為の採用が認められないケースが存在する。

ここでは、諸律に共通して記述されている、「肛門部への刀による医療行為の禁止」に関わる部分をまとめ、比較検討を行う。

2. 諸律に見られる「肛門部への刀による医療行為の禁止」に関する記述

1) 「パーリ律」 薬鍵度 (Vin. I, 215.26-216.27)

ラージャガハで医師アーカーサゴッタが、比丘の *bhagandalābādha* (バガンダラという病) に対して *satthakamma* (刀による医療行為) を施し、通りかかった世尊に施術部位である *vaccamagga* (肛門) を示し見せる。これにより、*sambādha* (陰部)

には繊細な皮膚があり、傷が治癒し難く、刀が動かし難いから、以後、*sambādha*（陰部）の周囲指二本分の範囲に刀による医療行為を施すことが禁止された⁴⁾。また因縁部分で、*vaccamagga*（肛門）を示し見せた医師アーカーサゴッタに対して、世尊が「実に、この愚人は、私をあざけている。」と語ったことが記されている。

2) 『五分律』 薬法 (T22, 147c10-13)

隠処に癰が生じた比丘がいて、医師が刀で切除し、通りかかった仏に見せ、刀による切開が肛門にまで及んでいることを告げる。これにより、肛門を含む隠処部分は急所であり、凡夫（この場合、医師）の危険な医療行為によって比丘を死なせることになれば、比丘自身の利益が失われることになるから、以後、刀によって隠処を切開することが禁じられた⁵⁾。

3) 『四分律』 薬鍵度 (T22, 871a13-18)

耆婆童子が比丘の肛門・陰部・両脇の下の病を刀で治療する⁶⁾。これにより、刀は鋭利で肉を裂いて深く入り込むから、肛門・陰部・両脇の下の病に対する刀による治療が禁止される⁷⁾。代替治療として動物の筋や毛、縄で患部をきつく結束するか、もしくは爪でつかみ取って、患部の皮を剥がし、その後、薬をつけることが示される。

4) 『十誦律』 医薬法 (T23, 187a28-b5)

舍衛国で薬師阿帝利瞿妬路が、比丘の痔病に対して刀で肛門部を切開する医療行為を施すと共に、仏に切開した肛門を示し見せる。これにより、肛門を示して語ることと、肛門を刀で治療することが禁止される⁸⁾。また、因縁部分では、仏が「口の悪さに於いて阿帝利瞿妬路は一番である。なぜならば如来を呼んで、このように切開された肛門部を示したからである。」と語ったことが記されている。

5) 『摩訶僧祇律』 第十跋渠 (T22, 488b12-25)

舍衛城で医師が比丘の痔病に対して刀による医療行為を施そうとしたことにもとづき、愛処に対する刀による医療行為が禁止された⁹⁾。代替治療として、小麦・鶏糞を嚙んで患部に塗り、膿ませて、同和尚・同阿闍梨につまみ上げさせて破らせることが示された。

6) 〈根本説一切有部・薬事〉 *Sman-gyi gzhi* (D.Ka 289b3-293a6 P.Khe 270b6-274a4)¹⁰⁾

医王アートレーヤが比丘の *gzhang 'brum*（肛門のできもの）を執刀すると共に、近づいた世尊に *bran mo 'i bu*（「奴隷の子よ。」）と呼びかけて切開した肛門を見せた。後に病の比丘は医王アートレーヤに執刀されたことによって死ぬ。これによって、医王アートレーヤのような者に関わることと *gzhang 'brum*（肛門のできもの）を切

(238) 律蔵が禁止する医療行為 (立 入)

ることが禁止された。また、代替治療として、密呪によるものと薬によるものが示された。

3. おわりに

肛門周辺部に対する刀による治療行為は危険すぎるという理由は諸律に共通している。『四分律』・『摩訶僧祇律』・*Sman-gyi gzhi* では、禁止を受けて、代替となる治療法が説かれる。これとは別に、仏を呼びつけて患部である肛門部分を示し見せ、仏に言動を非難されるような、治療を施す医師そのものの存在に問題があるという記述が見られる律がある（「パーリ律」・『十誦律』・*Sman-gyi gzhi*）。それにもとづいて、問題のある医師の行為の真似をするなどとして、具体的に医療行為を禁止するものが「パーリ律」・『十誦律』であり、問題のある医師に関与することを禁止するものが *Sman-gyi gzhi* である。それぞれの記述が同時代的なものかどうかは今後よく吟味する必要があるが、いずれにせよ、仏教教団は全ての医療を判断無しにそのまま取り入れた訳ではないことは明らかである。さらにまた、医師が必ずしも尊敬の対象とされる訳ではないことにも注目しておきたい。

1) 枚挙に暇がない。主なものを次に挙げる。

大日方大乘『仏教医学の研究』（昭和 40 年，風間書房）

岩本裕「インド医学序説」『日本臨牀』30 (11), 158-161 (1972) ; 30 (12), 255-258 (1972)

福永勝美『仏教医学事典 補・ヨーガ』（昭和 55 年，雄山閣）

D. チャットーパーディヤーヤ著 佐藤任 訳『古代インドの科学と社会』（昭和 63 年，同朋舎）

影山教俊「仏教教団ではどの様に癒しを行っていたか—律蔵經典群から読みとれる疾病誌について—」『現代宗教研究』35 号，pp.72-136, (平成 13 年 2 月，日蓮宗現代宗教研究所)

矢野道雄 編『インド医学概論』科学の名著第Ⅱ期 1 (昭和 63 年，朝日出版社)

ケネス・G・ジスク『古代インドの苦行と癒し 仏教とアーユル・ヴェーダの間』1993 年，(梶田昭 訳・時空出版) (原書は，K. G. Zysk: *Asceticism and Healing in Ancient India: Medicine in the Buddhist monastery*, Oxford University Press, New York / Oxford, 1991.)

丸山博 監修『インド伝統医学入門 アーユルヴェーダの世界』（平成 2 年，東方出版）

2) 諸研究は，対象となる律が特定の部派に限定されたものが多く，また「薬鍵度」の内容に限定されたものも多い。

3) 奈良康明は，「古代インド仏教における治病行為の意味—「世間」「出世間」両レベルの關係を中心に」（『中村元博士還暦記念論集 インド思想と仏教』，昭和 48 年，春秋社 pp.237-254）に於いて，呪術を中心とした治療行為が，仏教教団に受容されていく

律蔵が禁止する医療行為（立 入）

(239)

変化過程を論じている。また、片山一良は、「初期仏教における文化変容 薬の章」（『駒澤大學佛教學部論集』第十二號，昭和56年 pp.133-164）に於いて，比丘たちによって忌避されていた治療行為（薬・呪術）が，仏教教団に受容されていく変化過程を論じている。

- 4) 衣韃度には，ジーヴァカがマーガダ王セーニヤ・ビンビサーラの *bhagandalābādha*（バガンダラという病）に対して，*ālepa*（塗薬）による治療を施して治療した記述がある（Vin. I, 273.8-10）。
- 5) 癰そのものの治療については，刀で切除して薬を塗ることが許可されている（T22, 147c7-8）。
- 6) 衣韃度には，耆婆童子が瓶沙王の肛門からの出血に対し，治療の一環として，患部を執刀したという記述がある（T22, 852a5-26）。
- 7) 薬韃度には，瘡の治療として，刀で破ることが許可された記述がある（T22, 877a19-25）。
- 8) 『十誦律』増一法には，痔病に対する医療行為として，初めは指の爪で患部を摘み取り，それが不可能な場合，竹の皮や竹の破片で破り取り，それも不可能な場合，人に見えない場所で刀によって切除することが説かれ，最終的には刀による治療の許可が記述された部分がある（T23, 347a26-b2）。同様の内容（T23, 413c28-414a2）。
- 9) 「愛処者。離穀道邊各四指。」という記述有り（T22, 488b21-22）。肛門の周囲指4本分の範囲を刀を用いて治療することを禁止する記述は，第六跋渠の和尚弟子関係について述べられた部分にも見られる。また，この部分では，肛門部は猥處と記述され，猥處以外の部分に生じた癰・瘰等に対しては，比丘同士の刀による治療が認められる（T22, 459b24-c3）。
- 10) チベット訳の内容をまとめた。『根本説一切有部毘奈耶薬事』（T.24, 5b17-6c9）の内容は大きく違いはない。サンスクリットの薬事に該当部分はないが，この部分についてまとめた *uddāna* の部分に *arśas* という記述あり（*Gilgit Manuscripts*, Vol. III, part1, p.14.7, Nalinaksha Dutt, Delhi 1984 Second Edition）。

〈キーワード〉 インド医学，仏教教団，治療法，律蔵

（佛教大学大学院博士課程）